

高松市市営住宅入居手続等における連帯保証人の連署の免除に係
る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市市営住宅条例（平成9年高松市条例第47号）第15条第3項の規定による連帯保証人の連署の免除（以下「免除」という。）に係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象)

第2条 免除の対象は、次の各号のいずれかに該当する者であって、生活環境及び経済的事由により、本人の努力にもかかわらず、連帯保証人が見つからないもの若しくは連帯保証人の就任を拒否されているもの又は配偶者からの暴力被害により入居の事実を秘密にする必要があるもの（いずれも別に緊急時等の連絡先が確保されている者に限る。）とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第44条第3項の規定によ

る用途の廃止をしようとする市営住宅又は災害による損傷、老朽化等の理由により市長が居住させることが不適當であると認めた市営住宅の入居者で、高松市市営住宅の用途廃止事業等の実施に伴う取扱要綱（平成18年6月1日施行）第5条に規定する住宅移転承諾書を提出したもの

(4) 60歳以上の単身高齢者

(免除の手續)

第3条 免除を受けようとする者は、連帯保証人連署免除申請書（別記様式）に、前条第1号又は第2号に該当する場合は、これらに該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、入居資格に係る審査において、既に当該添付書類が提出されている場合は、添付を要しないものとする。

(免除の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請が適當であると認めるときは、免除を承認することができる。この場合において、当該承認は、市営住宅入居許可書をもって代えるものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所

氏 名

印

連帯保証人免除申請書

高松市市営住宅入居手続等における連帯保証人の連署の免除に係る取扱要領第3条の規定により、連帯保証人の免除を申請します。

なお、この免除申請に関して必要な私の情報を福祉事務所等関係機関に確認することについて同意します。

1 対象者の区分（該当するものに○を付けること。）

（1）生活保護受給者

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）

（3）用途廃止予定住宅又は不良住宅からの住宅移転承諾書を提出した者

（4）60歳以上の単身高齢者

※上記の（1）又は（2）に該当する場合は、これらに該当することを証する書類を添付すること。なお、資格審査時に提出している場合は、不要とする。

2 免除を申請する理由

()

3 緊急時等の連絡先

住 所		住 所	
氏 名		氏 名	
続 柄		続 柄	
電話番号		電話番号	